

「宮津遺産」認定要綱

(目的)

第1条 宮津の地域産品について、宮津商工会議所（以下「当所」という。）がその産品が持つ地域的・文化的な背景並びに品質の信頼度などを評価し「宮津遺産」として認定することにより付加価値を高め、事業者の収益拡大を促進することを目的とする。

(認定対象)

第2条 認定対象となる産品は、宮津の地域産品であり、地域的・文化的な背景並びに品質の信頼度などが高く、「宮津遺産認定基準」に規定する認定基準に該当しなければならない。

(審査)

第3条 宮津遺産審査委員会を組織し、申請された商品等の認定について審査を行う。

(認定及び認定の表示)

第4条 認定された事業者に対して認定証を交付し、認定事業者は認定された商品等に宮津遺産として認定を受けたものであることを商品等に表示することができる。

(認定の公表)

第5条 宮津遺産として認定した商品等及び認定を受けた者の内容及び認定理由等を公表するなど、積極的に情報発信をするものとする。

(登録料)

第6条 登録料は、無料とする。

(認定の有効期間および更新)

第7条 認定期間は、認定の日から1年間とし、事業者が申請した場合には更新することが出来る。

(認定の取消)

第8条 認定事業者は、善良な管理者の注意義務を負うものとし、その注意義務を怠った場合又は宮津遺産に対する信用を失墜させる行為を行った場合は、認定を取り消すことができる。

(事務局)

第9条 事務局は宮津商工会議所に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

第1条

この要綱は、平成28年8月4日から施行する。

第2条

この要綱は、令和元年11月20日から施行する。